

ものづくり支援センターしもすわ
I S O等認証取得補助金

(趣 旨)

第1条 この要綱は町内ものづくり中小企業が「取引先企業からの要請への対応」「国際化対応」「品質管理体制の自発的強化」「自社の信用力強化」などの為に、I S O等認証取得に要する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) I S O等とはI S OやJ I S Q、H A C C Pなど国際的に統一されている認証制度を言う。

(対象事業者及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業者及び補助対象経費（以下「経費」という。）は、次の通り

- (1) 対象事業者
 1. 下諏訪町内に事業所又は営業所等を有し、営業実態および、下諏訪町への納税（原則事業税及び固定資産税等）が確認できること。
 2. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号に該当する中小企業者であり、申請者の所在地が町内であり、かつ認証登録が町内にある事業所であること。
 3. 同一の分野（品質等）で既存に補助金の交付を受けていないこと。
 4. その他、特に理事長が、認めた事業者
- (2) 対象経費
 1. 審査登録機関等に支払う審査登録料
 2. 認証にかかるコンサルタント料
 3. 町内の事業所と町外事業所が同時に認証取得した場合交付申請書に法人町民税申告書（事業所控）の写しを添付してください（それぞれの事業所の従業員数の案分となります。）

(補助率)

第4条 補助対象経費は、新規認証取得にかかる費用の3分の2以内とし30万円を限度額とする。ただし、1,000円未満を切り捨てる。

(対象期間)

第5条 毎年1月1日から12月31日の間に認証取得が完了し、経費の支払いが終了した事業に限る。

(申請期間)

第6条 対象期間の翌年1月10日から1月31日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする中小企業者は、ものづくり支援センターしもすわISO等認証取得補助金交付申請書(様式第1号)を作成し、指定の添付書類等を添付し、ものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(交付決定および請求)

第8条 1. 前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、ものづくり支援センターしもすわISO等認証取得補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者へ通知するものとする。

2. 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかにISO等認証取得補助金交付請求書(様式第3号)をものづくり支援センターしもすわに提出しなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

平成30年4月1日一部改訂